2.10 景観・風景

■資料 2.10.1 景観予測結果(景観予想図)

- (1) 予測結果
- ① 地域の風景の変化の程度

着葉期における予測地点別の景観予想図を図-1~図-4に示す。



図-1(1) 景観予想図 (寺尾地区/着葉期)



図-2(1) 景観予想図 (スポーツ広場/着葉期)

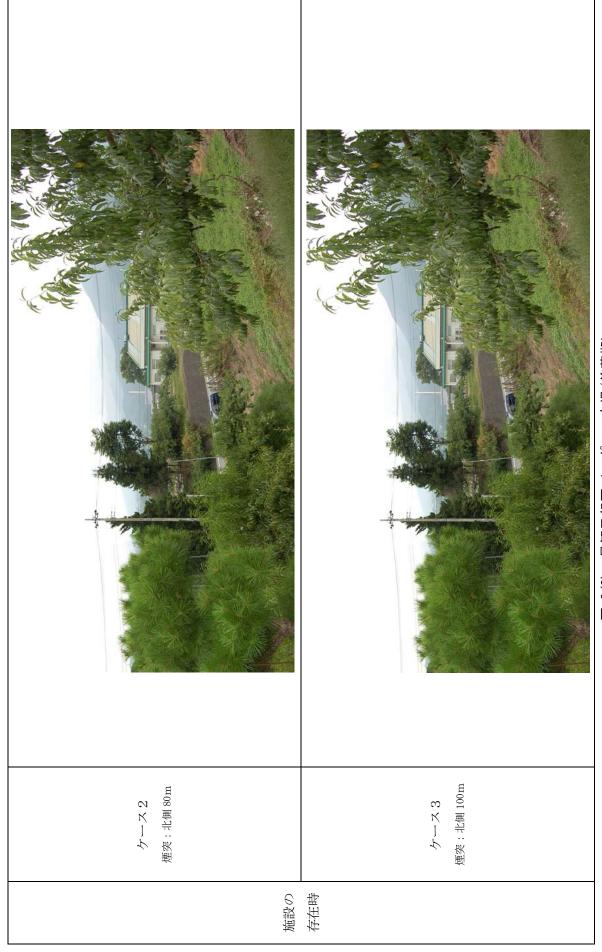


図-2(2) 景観予想図 (スポーツ広場/着葉期)

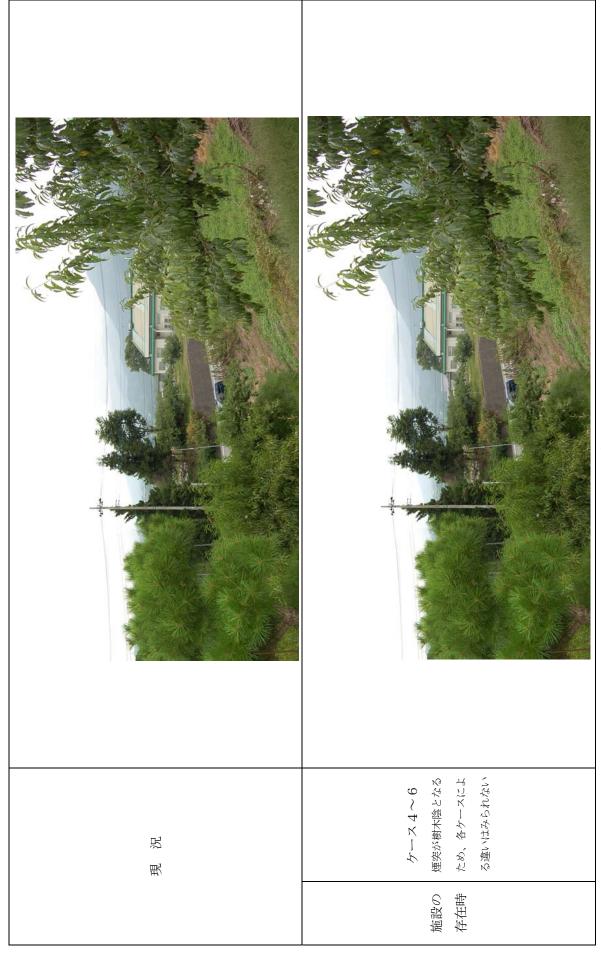
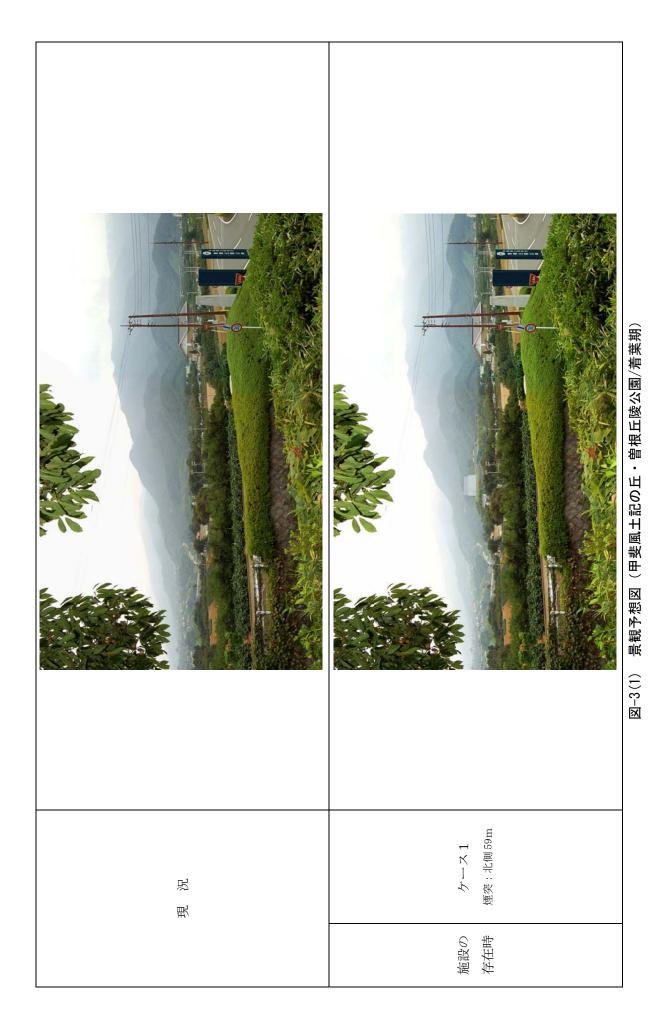
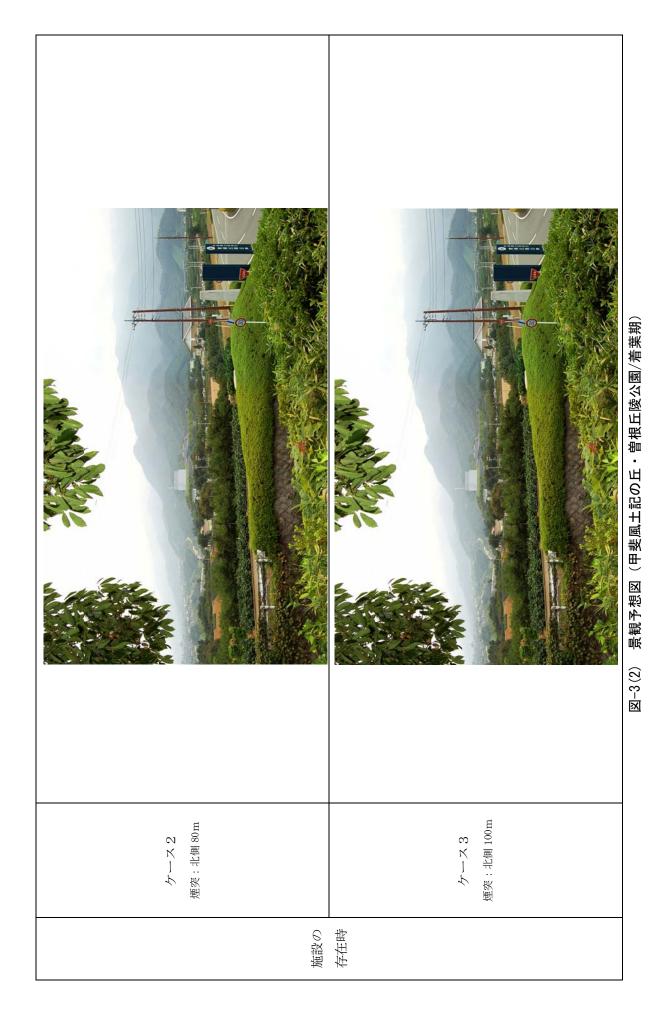


図-2(3) 景観予想図 (スポーツ広場/着葉期)



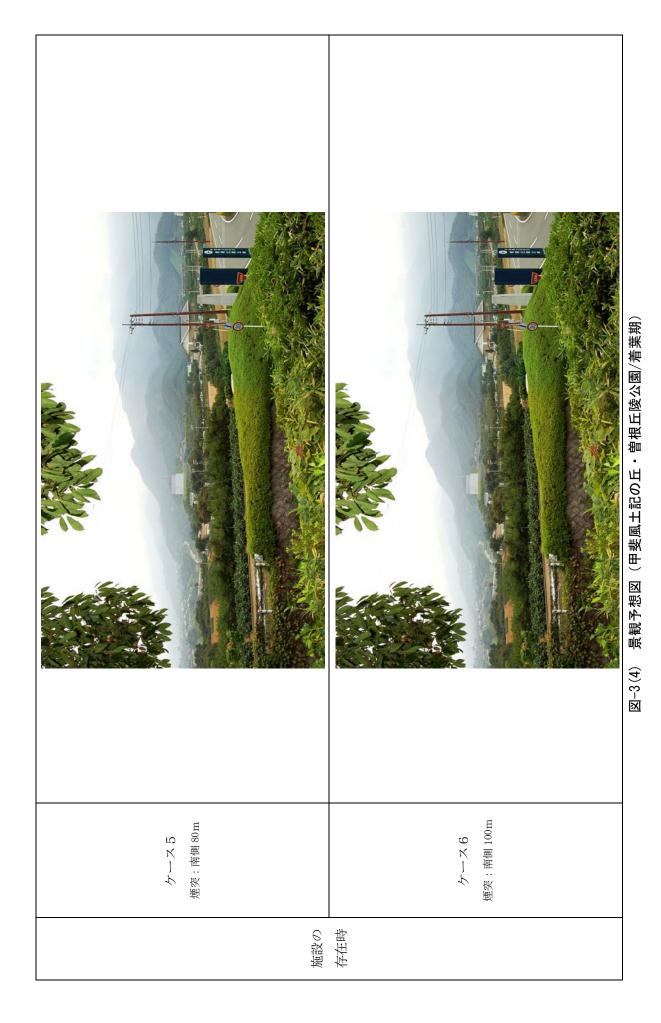
- 資2.10.6 -



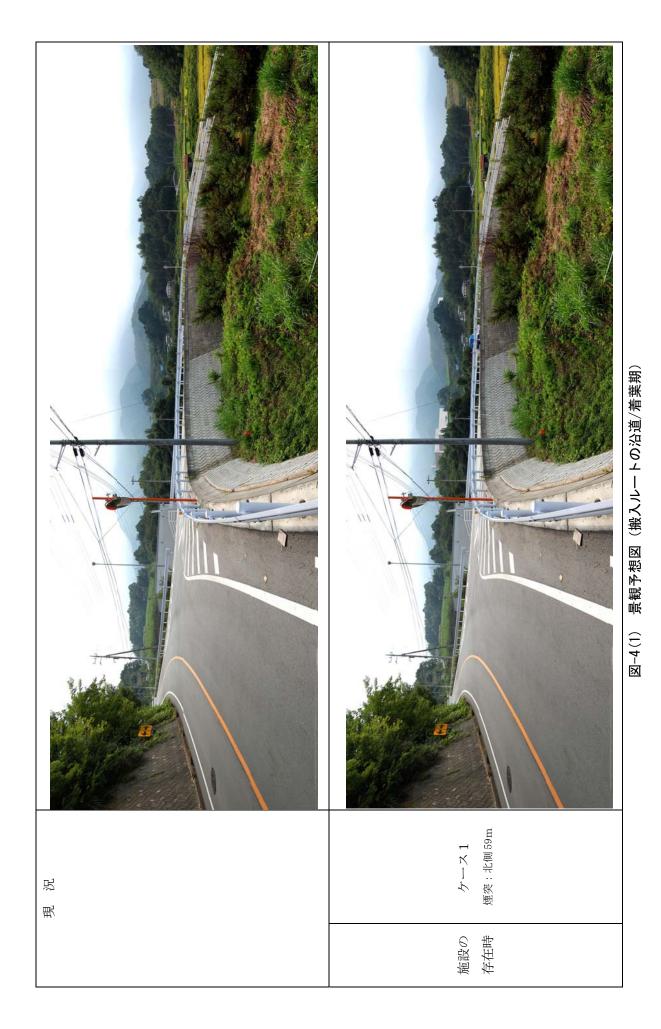
- 資2.10.7 -



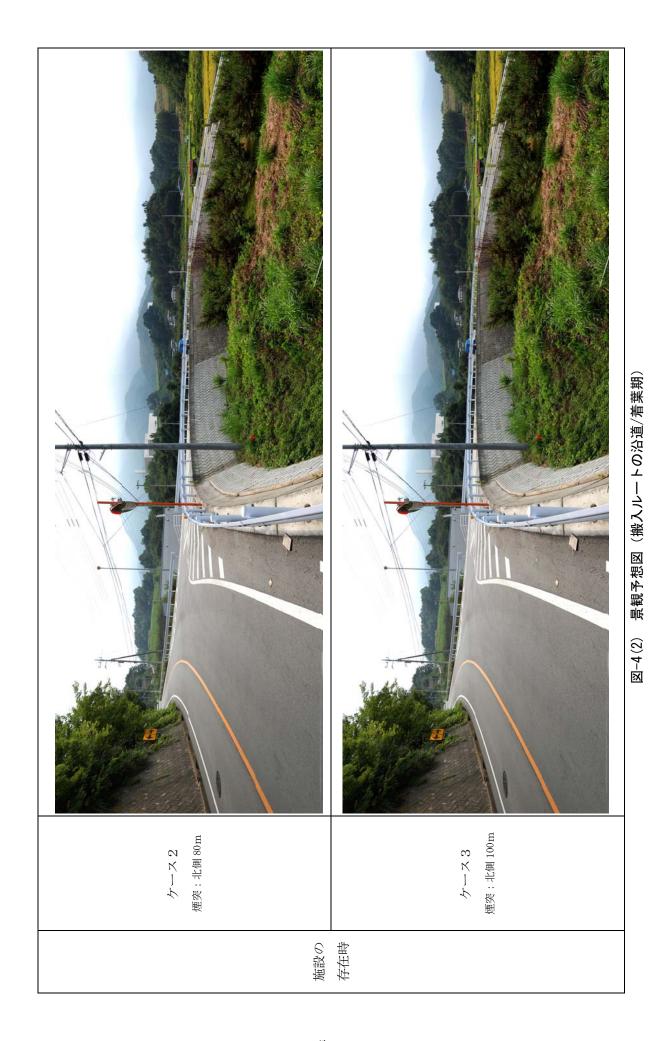
図-3(3) 景観予想図(甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園/着葉期)



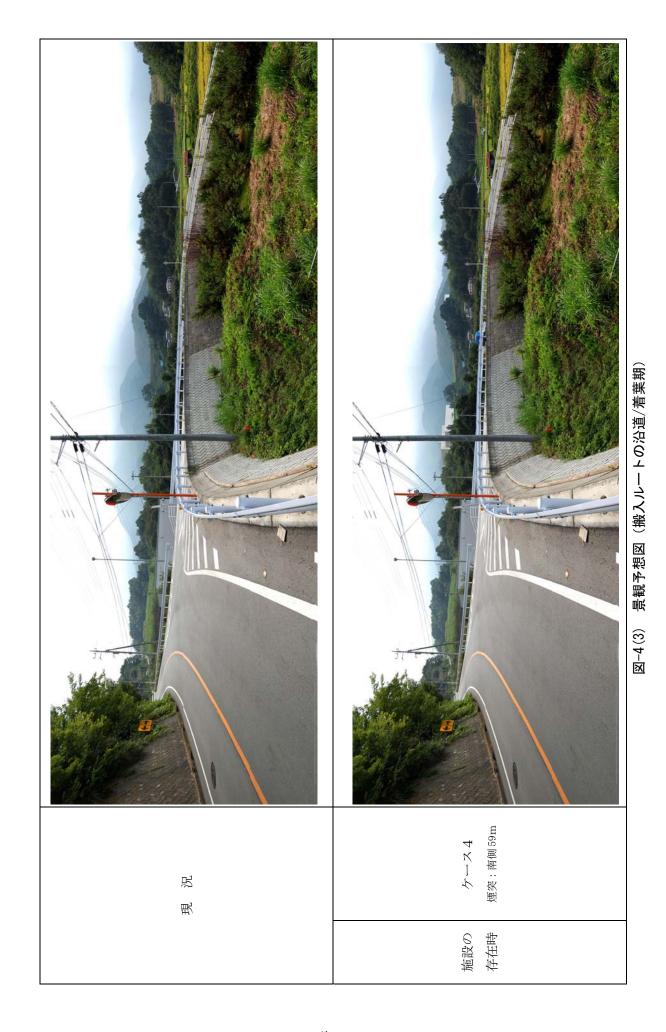
- 資2.10.9 -



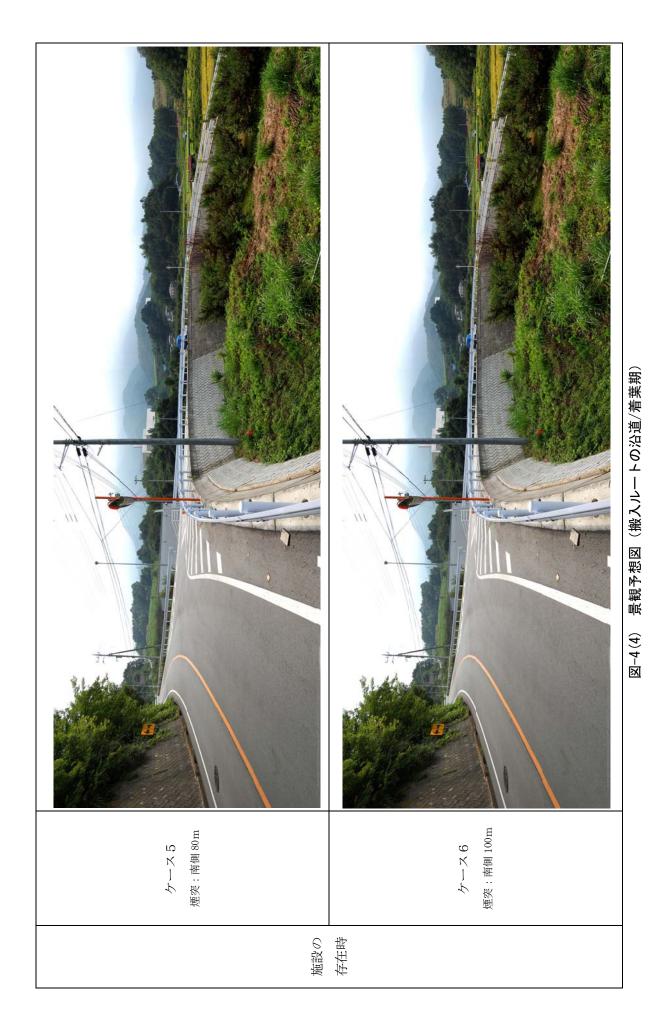
- 資2.10.10 -



- 資2.10.11 -



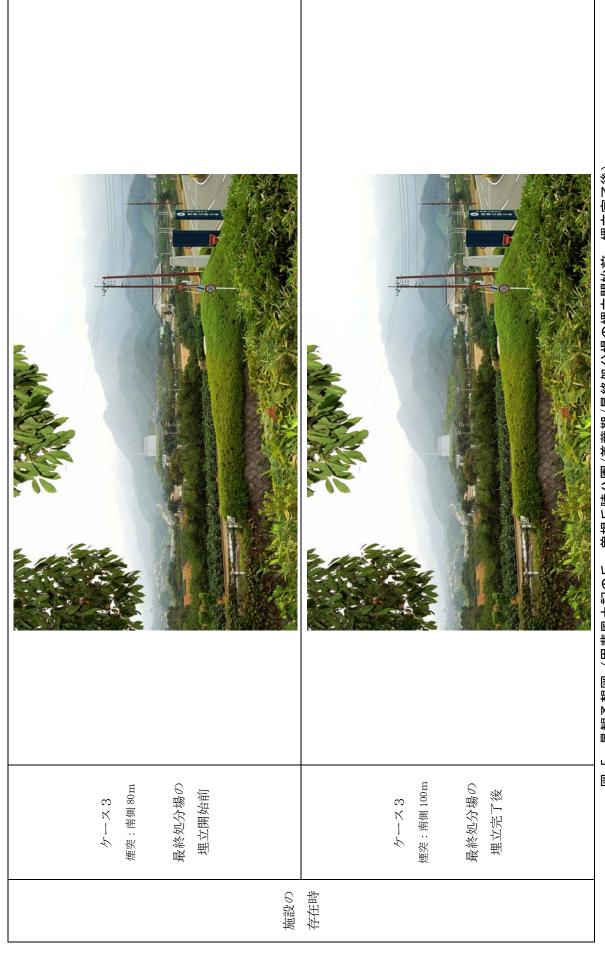
- 資2.10.12 -



- 資2.10.13 -

また、最終処分場の埋立完了後の風景の変化の程度を予測するため、最終処分場が視認可能な「甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園」からの眺望に対し、風景の変化の程度が大きいと予測されたケース3(煙突:北側100m)を用いて景観予想図を作成した。

作成した景観予測図を図-5に示す。



景観予想図(甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園/着葉期/最終処分場の埋立開始前・埋立完了後) <u>⊠</u>-2

■資料 2.10.2 山梨県美しい県土づくりガイドライン(平成 21 年 3 月) 抜粋

第5章 公共事業に関する景観形成の指針

(7)公共建築物

■景観形成の考え方

公共事業等により整備される一般行政施設、学校施設、住宅施設、集会施設などの建築物等(以下「公共建築物等」という。)は、あらゆる人々と深い関わりを持ち、快適な日常生活の充足と維持に大きな役割を果たしている。

近年、人々の生活意識は効率性や機能性を求める方向から住み良さや生活の質を高める方向へと変化しており、利用する施設や身のまわりの環境についても、ゆとりや文化性など魅力に満ちたものであることが期待される。

したがって、公共建築物等の整備は、快適な行政サービスを提供するととも に、周辺の地域の特殊性や自然を生かし、調和を図りながら、良好な景観を創 造するという観点に立って進める。

■配慮すべき事項

(1) 位置

- ア 道路境界線及び隣地境界線から可能な限り後退した位置とし、ゆとりのある空間を創造する。
- イ 敷地内の建築物や工作物の相互の調和を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。
- ウ 敷地内の樹木を修景に生かすよう配慮した位置とする。

(2) 形態

- ア 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする。
- イ 建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和 に配慮する。

(3) 色彩

- ア 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る。
- イ 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺の景観との 調和を図る。

(4) 意匠

- ア 地域の特性に応じた落ち着いた雰囲気を感じさせ、かつ、全体的にまとまりがある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 建築物の屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減 するよう努める。
- ウ 外壁又は屋上に設ける設備は、目立たないように設置し、建築物の本体及 び周辺の景観との調和に配慮する。
- エ 屋外階段、ベランダ等建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、 建築物の本体との調和に配慮する。

2.11 廃棄物·発生土

■資料 2.11.1 廃棄物予測の根拠

表 ごみ処理施設のプラント工事に伴う残土の発生量(プラントメーカー別)

内	容	A 社	B社	C 社	D社	E社	F社
残土	(m ³)	34, 800	27, 900	19, 500	21,650	6,000	_

表 ごみ処理施設の施設の稼働に伴う廃棄物の発生量(プラントメーカー別)

内 容	A 社	B社	C 社	D社	E社	F社
飛灰 (t/日)	4	18	12	6. 5	14. 6	18
焼却残さ (t/日)	0.8	3	_	1.6	1.8	3
溶融スラグ(t/日)	9	22	36	27	29	24

■資料 2.11.2「甲府・峡東地域循環型社会形成推進地域計画【第1次】」 (改訂 平成 22 年 12 月 14 日、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)

次 Ш

循環型社会形成推進地域計画 対 耔 甲府·峡東

[第1次]

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

甲乔市

笛吹市 日業出

甲汽击

平成 18 年 2 月 14 日

Ш 6 匹 က 件 平成 19 改訂 Ш 匹 6 22 年 计页 设罚 Ш 平成 22 年 12 月 14 改訂

-	4	10	24	25	30	37
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3 施策の内容	4 計画のフォローアップと事後評価	様式1~3	参考資料様式1、2、5、6	涨付資料 1~6
			•			

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市 ◇ 構成市町村名

968.21 km² 顲

212.41 km² (甲府市) (内訳) 201.92 km2 (笛吹市)

289.87 km² (山梨市)

348,437 人 (平成 18年3月31日現在) П

 \prec

 \Diamond

264.01 km² (甲州市)

199,361 人(甲府市) (内訳)

72,777 人(笛吹市) 39,167 人 (山梨市)

37,132 人 (甲州市)

また、生活排水処理に関わる対象地域を以下とします。

甲府市、山梨市 ◇ 構成市町村名

圄

 $502.28~\mathrm{km}^2$ (内訳)

212.41 km² (甲府市)

238,528 人(平成18年3月31日現在) 289.87 km² (山梨市) П

 \prec

 \Diamond

199,361 人 (甲府市) (内訳)

39,167 人 (山梨市)



図1 対象地域図

参考として、添付資料 1 (P37) に関係施設の位置図を添付します。

(2) 計画期間

本計画は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とします。なお、平成 24 年度以降も引続き施設整備事業を行うため、本計画を「第 1 次計画」とします。また、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間として「第 2 次計画」を策定することを予定しています。

目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直し -

(3) 基本的な方向

対象地域は、甲府盆地の中央部からやや東寄りにかけて位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地より豊かに流出する水系に恵まれた地域です。面積は、968.21km²で山梨県全域の約 22%を占めています。最北の山岳地域には、金峰山、国師ヶ岳等 2,000mを超える秩父山系の峰々が東西に連なり、東には大菩薩嶺、南には、王岳、釈迦ヶ岳があります。また、主な河川として甲府盆地を流れる荒川、重川、目川、笛吹川と南部の御坂山系を流れる芦川があります。県都甲府を中心とする市街地と、東南に日本一の生産量を誇る桃・葡萄を中心とする果樹地帯を有する、都市と自然がバランス良く共存する地域であり、本地域では、これらの豊かな自然や清流と共生する循環型社会の形成を目指します。

家庭系廃棄物について、近年特に可燃ごみの排出量が高い位置で横ばい傾向にあることから、生ごみの資源化等、発生抑制や再利用、資源化を一層推進し、循環型社会にふさわしい3K・処理システムの構築を図ります。

事業系廃棄物については、排出量が各市によりゆるやかな増加、若しくは横ばい傾向にあります。また、現在のところ事業系の受入範囲は、各市によって違いますが、新施設の整備に合わせ一括した処理体制を構築していきます。よって将来、広域で整備する施設で処理をするごみ処理量は増加すると考えられ、今後は状況に合わせた積極的な発生抑制・再生利用を推進していきます。

一方、ごみ処理の施設状況としては、現在本地域内には、4 つの焼却施設、2 つのリサイクルセンターがあり、民間処理施設も活用しながら、ごみの適正処理を行っています。しかし、各市が現有する施設は稼働後、長い年月が経過しており、今後老朽化が進むと考えられます。また、本地域を構成する各市はいずれも近年、市町村合併を経験しています。そのため依然として、旧市町村単位でのごみ処理形態が残っており、広域化を見据えたより効率的な処理体制に移行していく必要性が生じています。従って本地域では、新たな処理施設を整備し、一元化処理することを目指していきます。

生活排水に関する現状として、これまでの甲府市及び山梨市の河川水質調査においては、比較的良好な結果が得られていますが、単独処理浄化槽及び生活雑排水による汚濁負荷を更に削減する必要があります。そのため、下水道等の整備対象区域外につ

いては、合併処理浄化槽の整備を進めます。

4) 広域化の検討状況

山梨県は、平成 11 年 3 月に「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみの排出抑制、リサイクルの推進、ダイオキシン類の削減のため、山梨県内を A、B、C の 3 ブロックに分け、ごみの広域的処理を推進することとしました。

甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の4市は、この計画において 6 ブロックに指定され、共同処理を行うこととされました。そこで4市は、共同処理及び新ごみ処理施設建設についての協議を重ねてきました。その結果、一元化処理することにより資源の再利用、熱回収等についての効率化が推進されること、管理を集中化することで高度処理が可能となり環境負荷の低減が図られること、またスケールメリットにより施設建設及び運営コストの効率化が図られること等を主な理由として、4 市で共同処理を行うとの結論に達しました。また、一部事務組合により建設・運営管理を行うことと、

具体的には、平成 27 年度の稼働を目指し、エネルギー回収推進施設(熱回収施設)及びマテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)を新設し、共同処理を図ります。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

)一般廃棄物等の処理の現状

平成17年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりです。

総排出量は、集団回収も含め、148,981 トンであり、再生利用される総資源化量は 28,443トン、リサイクル率は19.1%となっています。 中間処理による減量化量は102,663トンであり、集団回収を除いた排出量の74.0%が減量化されています。また、集団回収を除いた排出量の12.9%に当たる17,875トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち焼却処理は 117,851 トンです。甲府市環境センター焼却工場では、ごみの燃焼熱を利用して、蒸気による発電が行われています。また、余熱を利用して温水を発生させており、余熱利用施設(温水プール、浴室)への温水供給が行われています。山梨市環境センター、東山梨環境衛生センターでは、余熱を利用した施設内での温水利用が行われています。